

令和6年2月29日
 福祉保健部感染症対策・薬務課

 新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
 （令和6年第8週：2月19日から2月25日まで）

◎新潟県感染症情報は「速報版」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連>
◆新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数は全県で11.27です。（別紙1参照）

 ○今週の定点当たり報告数は、前週の12.64に比べ、**0.89倍に減少**しました。

 ○新型コロナウイルス感染症入院サーベイランスにおいて、県内13の基幹定点医療機関からの定点当たりの報告数は**4.15（実数54例）**と前週の**3.46（実数45例）**に比べ増加しました。

医療機関等情報支援システム（G-MIS）データによる入院者数等は下記HPをご覧ください。

[【https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/】](https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/)
**●今週の
トピック**
◆基本的な感染対策をお願いします。

- 発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
- やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆インフルエンザの注意報基準を超えました。（別紙2参照）

- 定点当たりの報告数が全県で**13.43**と前週の**9.76**に比べ増加しました。国の示す注意報基準（定点当たり10）を超えました。
- 複数の保健所管内で警報、注意報基準を超え、学校や児童福祉施設における集団発生も報告されており、十分な注意が必要です。
- 発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
- やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆咽頭結膜熱の警報を発令しています。（別紙3参照）

- 定点あたりの報告数が全県で **2.27** と前週の **2.80** に比べ減少しました。国の示す終息基準（定点当たり1）を超えているため、警報を継続します。
- アルコール消毒が効きにくいいため、石けんと流水による手洗い、うがい、咳エチケットといった基本的な感染対策の徹底をお願いします。

全県に警報を発令している疾病：咽頭結膜熱（警報基準3、終息基準1）

国の示す警報基準以上となった管内のある疾病：

- インフルエンザ（警報基準30）：南魚沼
- 咽頭結膜熱（警報基準3）：新発田、柏崎、上越
- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（警報基準8）：三条、上越

●定点報告
●全数報告

1類感染症

届出なし

2類感染症

結核

三条

1

3類感染症

届出なし

4類感染症	届出なし				
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1件	新潟市保健所管内	患者	70歳代女性
5類感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1件	三条保健所管内	患者	80歳代女性
	侵襲性肺炎球菌感染症	1件	新潟市保健所管内	患者	70歳代男性

今回は令和6年3月7日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策係
 電話 025-280-5200(内線 2665)
 ※新型コロナウイルス感染症に関しては、新潟県医療調整本部
 電話 025-280-5353(内線 5913)

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)地域振興局等管内別報告数

令和6年第8週:2月19日から2月25日まで

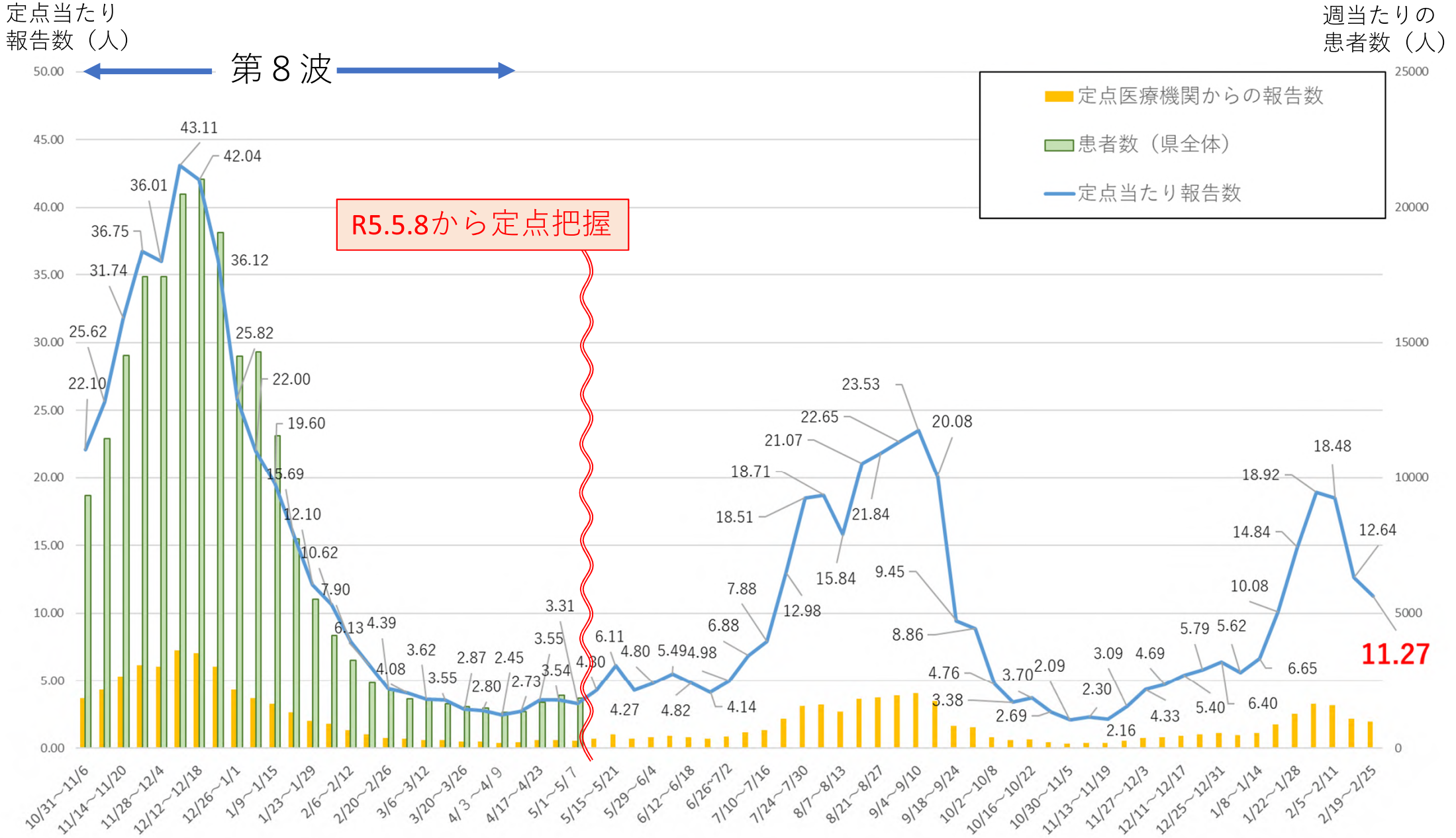
		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
新型コロナウイルス感染症	実数	969	285	100	36	77	98	17	49	64	69	28	45	31	70
	定点当	11.27	11.88	14.29	12.00	9.63	7.54	5.67	16.33	21.33	13.80	9.33	15.00	10.33	8.75
インフルエンザ	実数	1155	386	54	18	93	176	37	96	27	41	7	10	31	179
	定点当	13.43	16.08	7.71	6.00	11.63	13.54	12.33	32.00	9.00	8.20	2.33	3.33	10.33	22.38
RSウイルス感染症	実数	4		1			2		1						
	定点当	0.07		0.25			0.25		0.50						
咽頭結膜熱	実数	125	45	12	2	11	20			3	15				17
	定点当	2.27	2.81	3.00	1.00	2.20	2.50			1.50	5.00				3.40
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	322	104	28	4	57	36	5	9	1	14	12	2	2	48
	定点当	5.85	6.50	7.00	2.00	11.40	4.50	2.50	4.50	0.50	4.67	6.00	1.00	1.00	9.60
感染性胃腸炎	実数	264	68	32		8	28	20	2	7	15	9		10	65
	定点当	4.80	4.25	8.00		1.60	3.50	10.00	1.00	3.50	5.00	4.50		5.00	13.00
水痘	実数	20	5	4		1	9								1
	定点当	0.36	0.31	1.00		0.20	1.13								0.20
手足口病	実数	1								1					
	定点当	0.02								0.50					
伝染性紅斑	実数	1					1								
	定点当	0.02					0.13								
突発性発疹	実数	14	3				1		2		1				7
	定点当	0.25	0.19				0.13		1.00		0.33				1.40
ヘルパンギーナ	実数	1					1								
	定点当	0.02					0.13								
流行性耳下腺炎	実数	4	1	1	1	1									
	定点当	0.07	0.06	0.25	0.50	0.20									
急性出血性結膜炎	実数														
	定点当														
流行性角結膜炎	実数	5	4			1									
	定点当	0.50	0.80			1.00									
細菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
無菌性髄膜炎	実数	1	1												
	定点当	0.08	1.00												
マイコプラズマ肺炎	実数														
	定点当														
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数														
	定点当														

※新津は、新潟地域振興局管内(五泉市、阿賀町)

実数:指定届出機関(定点医療機関)からの患者報告の総数

定点当:実数を指定届出機関(定点医療機関)の総数で除したもの

(参考) 新型コロナ定点での定点当たり報告数



R4.10.31~R5.5.7の定点当たり報告数は患者数 (全数報告) から新潟県で独自に算出

インフルエンザの定点当たり報告数が国の示す注意報基準を超えています ～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和6年第8週（2月19日～2月25日）のインフルエンザの定点当たり報告数は 13.43 となり、前週の 9.76 に比べ増加しました。国の示す注意報基準（定点当たり報告数 10）を超えました。

2 予防方法等

- ◎ 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策は同じです。以下の対策を徹底するようお願いします。
 - 発熱や咳などの症状があるときや具合が悪いときは、
 - ① 外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
 - ② 登校や出勤はしないようにしましょう。
 - ③ やむを得ず外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
 - 外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
 - 十分な睡眠とバランスのとれた食事で基礎体力をつけてください。
 - 室内では、適度な湿度（50～60%）を保ってください。
 - 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
 - り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。
- ◎ 感染が疑われるような体調の変化を感じたら、県ホームページを参考に適切な相談・受診を検討してください。

[<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>]

3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

咽頭結膜熱について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和6年第8週（2月19日～2月25日）の定点当たり報告数は全県で 2.27 となり、前週の 2.80 に比べ減少しました。終息基準（定点当たり1）を下回るまで警報を継続します。

2 咽頭結膜熱とは

- 咽頭結膜熱は、アデノウイルスの感染により、発熱（38～39度）、のどの痛み、結膜炎といった症状を来す、小児に多い病気です。
- 高熱が比較的長く（5日前後）続くことがあります。特別な治療法はありませんが、ほとんど自然に治ります。吐き気、頭痛の強いとき、せきが激しいときは早めに医療機関に相談してください。
- 通常は6月頃から徐々に流行しはじめ、7～8月にピークとなります。冬場でも感染が流行することもあります。

3 予防方法

- 主な感染経路は、飛沫感染あるいは接触感染です。プールでの接触やタオルの共有により感染することもあるため、プール熱と呼ばれることもありました。近年ではタオルの共用が減った等の理由からプールにおける集団感染の報告はみられなくなっています。
- アルコール消毒が効きにくいいため、石けんと流水による手洗い、うがい、咳エチケットといった基本的な感染対策が大切です。
- 感染者との密接な接触は避け、タオル等は別に使用してください。
- 症状が消退後1か月程度は、感染者の便の中にはウイルスが含まれます。トイレの後やおむつ交換の後、食事の前には手洗いを心がけましょう。
- 症状があるときは外出を控え、無理に登園や登校はしないようにしましょう。

4 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、主要症状が消退した後2日を経過するまでが出席停止となります。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではありません。

5 参考

- 厚生労働省「咽頭結膜熱について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/01.html>
- 国立感染症研究所「咽頭結膜熱とは」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/adenopfc.html>
- こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）」
https://www.zenshihoren.or.jp/uploads/topics_download/20230509093415.pdf
- 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会「学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説（2023年5月改訂版）」
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/yobo_kansensho_20230531.pdf

保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第8週)

令和6年2月19日～令和6年2月25日

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	1	1				1		1	1	1		1	
老人福祉施設(施設数)	3	1		1	2						1		
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)				1	1								1
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	3				1	1				1			
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	2							1			1		
老人福祉施設(施設数)	1												
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)					1			1	1	1			
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症:発熱・風邪症状(RS、ヘルパンギーナ含む)、手足口病等

○ 報告の要件

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合